平成２７年（フ）第１０６号
福岡県大牟田市旭町２丁目１番地１　プライムハイツ402号
債務者　鈴木　照美
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第３１６号
函館市宮前町28番15号
債務者　近藤　　剛
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３２３号
函館市湯浜町２番14号
債務者　柳田　晴江（旧姓青山）
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３３１号
函館市青柳町22番７―208号
債務者　竹内　陽子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３３９号
函館市上湯川町377番地１
債務者　佐藤　浩行
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２１４号
釧路市緑ケ岡５丁目24番15号
債務者　村上住宅機器こと　村上　政吉
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月15日午前11時
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２２９号
愛知県田原市田原町晩田76番地　アルカディア101号
債務者　小林　　覚
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第２３４号
愛知県豊川市御津町御馬梅田１番地156
債務者　藤田　孝市
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１１０１４号
東京都葛飾区奥戸２丁目31―２―203
債務者　高倉　春香
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２２１号
横浜市戸塚区原宿５丁目31番14―206号
債務者　金子　明子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２３５号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台４番６―204号
債務者　堀江　彰人
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２３９号
横浜市南区平楽144番地１　リーベスト山手103号
債務者　浅田　正人
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４７６５号
大阪府東大阪市新池島町３丁目６番19号　サンメゾン　A201
債務者　三好　敦雄
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９０３号
大阪市浪速区恵美須西３丁目13番25―203号
債務者　道上　順貞
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１４２号
大阪市城東区今福東２丁目７番15号　第２泰平ビル505号
債務者　前田　京子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止の取消決定確定及び破産手続開始に伴う事項の決定

次の破産事件について、当裁判所が平成27年10月19日午後４時の破産手続開始決定と同時にした破産手続廃止決定を取り消し、同決定は平成27年12月15日に確定したから、破産法216条６項、31条によって次のとおり決定する。

平成２７年（フ）第１０６号
佐賀県杵島郡大町町大字福母2615番地173―１―３（前住所）佐賀県杵島郡江北町大字惣領分1907番地１　アクアグリーン江北102
破産者　長友千代子
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　破産管財人　弁護士　吉田　一穂
3　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年２月24日午前11時15分
佐賀地方裁判所武雄支部